

平成 27 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 マ ル マ ン 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 出 山 泰 弘  
 (コード番号：7834)  
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 盧 康 九  
 (TEL. 03-3526-9970)

### 第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第 1 回新株予約権の払込完了に関するお知らせ

平成27年6月10日付の当社取締役会において決議された、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本付属新株予約権」といいます。）及び第 1 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行について、払込が本日完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1) 本新株予約権付社債の発行概要

(1) 払込期日	平成 27 年 6 月 26 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額：5,000,000 円 (額面 100 円につき金 100 円) 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	980,392 株
(5) 資金調達額	200,000,000 円
(6) 転換価額	204 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、ドリーム 8 号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

##### (注1) 本新株予約権付社債の特徴

###### (1) 行使価額及び対象株式数が固定されております。

発行当初から本付属新株予約権の行使価額は204円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から980,392株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されます。

###### (2) 繰上償還条項

- ① 当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限り）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限り。）（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をすることを当社の株主総会で決議した場合（株主総

会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合)、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還します。

- ② 本新株予約権付社債の発行後、平成29年6月28日の50営業日前まで（当日を含みます。）のいずれかの5連続営業日（ただし、終値のない日は除きます。）の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が転換価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の転換価額）の50%を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者はその選択により、当社に対して事前通知を当該5連続営業日の最終日の翌営業日から5営業日後の日まで（当日を含む。）の間に、当社が繰上償還を行うべき日（以下本号において「繰上償還日」という。）まで50営業日以上の間を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰上償還を請求しようとする本社債を表示し、繰上償還日、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、償還金支払場所に提出することにより、繰上償還日においてその保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有します。
- ③ 当社は、本新株予約権付社債の発行日から20営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が5営業日（終値のない日を除きます。）連続して本付属新株予約権の転換価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の転換価額）の135%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権付社債を償還する日（以下③において「繰上償還日」といいます。）を定めたときは、償還の対象となる本新株予約権付社債の保有者に対し、繰上償還日の通知を繰上当該償還日の10営業日前までに行うことにより、繰上償還日の到来をもって、繰上当該償還日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で償還することができます。本新株予約権付社債の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。なお、本新株予約権付社債の保有者は、当社による本新株予約権付社債の繰上償還日の前日まで本新株予約権を行使することができます。

(3) 譲渡制限

本付属新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(注2) 本新株予約権付社債の払込みについて

当社は、割当予定先であるドリーム8号投資事業有限責任組合より、本年2月と3月に合計2億円の融資を受けております。本新株予約権付社債の払込金額の総額2億円については、当該借入債務と相殺されたため、本新株予約権付社債の発行による実際の手取金は発生していません。

## 2、本新株予約権の発行概要

(1) 割当日	平成 27 年 6 月 26 日
(2) 新株予約権の総数	45 個 (1 個当たりの目的株式数 24,000 株)
(3) 発行価額	総額 3,306,960 円 (新株予約権 1 個当たり 73,488 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,080,000 株
(5) 資金調達の額	240,906,960 円 (内訳) 新株予約権発行分 3,306,960円 新株予約権行使分237,600,000円
(6) 行使価額	220 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当により、総数をドリーム 8 号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

### (注) 本新株予約権の特徴

#### (1) 行使価額及び対象株式数が固定されております。

発行当初から行使価額は220円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から1,080,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

#### (2) 取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から20営業日を経過した日以降いつでも、株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値が10 営業日（終値のない日を除きます。）連続して本新株予約権の行使価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額）の135%を超過した場合で、かつ、マルマン株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部が償還または株式転換されている場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の10営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

#### (3) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の詳細については、平成27年6月10日付「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第1回新株予約権の募集発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上